

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	643,139,059	667,454,277	△ 24,315,218
有形固定資産	445,683,851	462,856,819	△ 17,172,968
土 地	72,560,871	72,560,871	0
建 物	328,746,734	352,013,423	△ 23,266,689
構 築 物	31,600,510	24,353,088	7,247,422
機器備品	12,128,245	12,620,894	△ 492,649
図 書	104,525	104,525	0
車 輦	542,966	1,204,018	△ 661,052
特定資産	196,000,000	203,000,000	△ 7,000,000
人件費引当特定預金	60,000,000	60,000,000	0
修繕費引当特定預金	45,000,000	45,000,000	0
備品等購入引当特定預金	40,000,000	40,000,000	0
施設・設備整備引当特定預金	51,000,000	58,000,000	△ 7,000,000
その他の固定資産	1,455,208	1,597,458	△ 142,250
電話加入権	100,000	100,000	0
施設利用権（水道）	496,580	545,784	△ 49,204
施設利用権（下水道）	317,361	348,807	△ 31,446
ソフトウェア	241,267	302,867	△ 61,600
出 資 金	300,000	300,000	0
流動資産	29,274,825	26,589,078	2,685,747
現金預金	28,366,795	24,494,243	3,872,552
普通預金	22,882,001	19,249,542	3,632,459
定期預金	5,484,794	5,244,701	240,093
未収入金	908,030	2,094,835	△ 1,186,805
資産の部合計	672,413,884	694,043,355	△ 21,629,471

科 目	本年度末	前年度末	増 減
負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	250,663,352	259,961,618	△ 9,298,266
長期借入金	250,663,352	259,961,618	△ 9,298,266
流動負債	20,256,346	18,689,218	1,567,128
短期借入金	9,298,266	9,252,740	45,526
未 払 金	5,114,650	4,773,458	341,192
前 受 金	488,271	386,108	102,163
預 り 金	5,347,852	4,272,780	1,075,072
仮 受 金	7,307	4,132	3,175
負債の部合計	270,919,698	278,650,836	△ 7,731,138
純 資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	356,742,308	334,870,774	21,871,534
第1号基本金	344,742,308	324,870,774	19,871,534
第4号基本金	12,000,000	10,000,000	2,000,000
繰越収支差額	44,751,878	80,521,745	△ 35,769,867
翌年度繰越収支差額	44,751,878	80,521,745	△ 35,769,867
純資産の部合計	401,494,186	415,392,519	△ 13,898,333
負債及び純資産の部合計	672,413,884	694,043,355	△ 21,629,471

注記

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

退職給与引当金の算定方法 期末要支給額、22,302,000円は、島根県私学退職金財団よりの交付金と同額であるため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

155,827,444円

4. 徴収不能引当金の合計額

該当なし

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

担保と供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 71,327,483円

建物 266,814,791円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし